

役員等報酬及び旅費規程

社会福祉法人 仁賀保保育会

(令和3年2月25日 改正)

社会福祉法人仁賀保保育会 役員等報酬及び旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁賀保保育会（以下「保育会」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員、役員（理事及び監事）及び保育会が規定する委員会の委員（以下「役員等」とする。）の報酬及び旅費について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、職務に応じて、次のとおり報酬を支給する。

(1) 理事長の報酬の額は、月額21,000円とし、評議員会等への出席時には、別表第1に定める額を別途支給する。賞与及び退職手当は、支給しない。

(2) 役員等が、評議員会等へ出席した場合は、別表第1に定める額を支給する。賞与及び退職手当は支給しない。

2 各年度の報酬総額は、1,000,000円の範囲内とする。

(報酬の支給方法)

第3条 理事長の月額報酬については、毎月末日に支給する。

2 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(旅 費)

第4条 役員等が職務のため出張をしたときは、別表2の旅費を支給する。

2 この規程に定めない事項については、仁賀保保育会旅費規程に準ずるものとする。

(適用除外)

第5条 保育会職員で役員を兼務する者については、この規程は適用しない。

(公 表)

第6条 保育会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日施行の「社会福祉法人仁賀保保育会役員の報酬及び費用弁償に関する規則」を廃止し、役員等の報酬及び旅費については、この規程の定めによるものとする。

附 則 （令和3年2月25日改正）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、定款変更の認可の日から適用する。

別 表 1

(1) 評議員

	日 額
評議員会	4, 200円
その他会議等	3, 000円

(2) 理事長・理事

	日 額
評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、監査会等	4, 200円
その他委員会、その他会議等	3, 000円

(3) 監事

	日 額
評議員会、理事会、監査会等	4, 200円
その他会議等	3, 000円

(4) 各種委員

	日 額
評議員選任・解任委員会、理事・監事候補者選考委員会	4, 200円
第三者委員会	4, 200円
その他委員会、その他会議等	3, 000円

別 表 2

区 分	車 賃 (1日につき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
路 程 百Km未満	実 費	3, 000円	9, 000円
路 程 百Km以上	1, 200円	3, 000円	10, 000円

